

裁判を申し立てる方へ

- 1 裁判を申し立てるには、まず、訴状を作成していただきます。誰に何を請求するか、その理由は何かを記載した書面です。

誰を相手にすればよいか、どのような請求をすればよいか、どのような証拠を出せばよいか、といったことについて裁判所はアドバイスできません。分からないことがあれば、弁護士や司法書士など法律の専門家に相談してください。

- 2 裁判を申し立てるには、「裁判を申し立てる際に必要なもの」に記載の書類等を裁判所に提出します。

- 3 訴状等の提出について

- ① 裁判の申し立ては、原則として、被告の住所地にある裁判所に行います。ただし、裁判の内容によってはほかの裁判所に申し立てられる場合もありますので、事前に裁判所に問い合わせてください。

- ② 訴状等は、郵便で送っていただくこともできます。

- ③ 裁判所が訴状等を受理した後、訴状の訂正や追加の説明をお願いすることがあります。

〒640-8143 和歌山市二番丁1番地 和歌山地方裁判所民事部
電話 073-428-9924 (受付係)

(R1.10)